○奈良県警察職員健康管理規程の運用について

（平成５年２月９日例規第２号）

［沿革］　平成７年12月例規第74号、９年４月第18号、10年１月第３号、12年７月第38号、16年３月第14号、21年９月第22号、23年11月第35号、31年３月第19号、４月第23号、令和２年３月第11号、５年４月第14号改正

奈良県警察職員健康管理規程（平成４年12月奈良県警察本部訓令第30号。以下「健康管理規程」という。）の運用については、下記により行うこととしたので、誤りのないようされたい。

記

１　職務区分について（第２条関係）

法の規定により、常時50人以上の労働者を使用する事業場に対して、衛生管理者及び産業医の選任並びに衛生委員会の設置が義務づけられているが、職員数が50人に満たない所属についても、職員の健康管理のため、健康管理規程別表第１に定める基準に基づいて、配置及び設置を行うこと。

２　健康指導員の業務（第５条関係）

(1)　健康管理規程第５条第２項第１号に定める「健康管理に必要な実施細目の作成及びその実施並びに指導」とは、健康管理業務に関する事務の企画、立案、処理及び各所属の健康管理事務の指導をいう。

(2)　健康管理規程第５条第２項第２号に定める「その他これに準ずる措置」とは、健康指導員による保健指導等をいう。

(3)　健康指導員は、健康管理規程第５条第２項第２号から第４号までに定める健康診断、面接指導等及び精密検診の実施並びに療養の指導に当たっては、健康管理医及び関係医療機関の医師との連絡調整を密にして、健康管理責任者及び健康管理者の職務を補助するものとする。

３　健康管理実施者の業務（第６条関係）

健康管理実施者の業務には、当該所属の健康管理事務担任者及び衛生管理者又は衛生推進者の健康管理対策に関する指導監督を含むものとする。

４　衛生管理者及び衛生推進者について（第８条関係）

衛生管理者には、法第12条第１項に定める衛生管理者の資格を有する者の中から健康管理責任者が指名する者をもって充てることとなっているが、これにより難い場合は、本部の各所属にあっては庶務係長又は庶務係主任を、警察署にあっては警務課長

（副署長が警務課長の事務を取り扱う場合又は次長が警務課長を兼務する場合は、警務係長）又は警務係長をもって充てることとし、衛生推進者にあっても同様とする。

5　健康管理医について（第９条関係）

(1)　健康管理医の職務のうち労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第14条第１項各号に定める職務とは、次に掲げるものをいう。

ア　健康診断及び面接指導等の実施並びにこれらの結果に基づく職員の健康を保持するための措置に関すること。

イ　衛生教育、健康教育、健康相談その他職員の健康の保持増進を図るための措置に関すること。

ウ　職員の健康障害の原因の調査及び再発防止のための医学的措置に関すること。

(2)　(1)により警察本部に置く健康管理医を本部以外の所属の健康管理医と兼ねさせる場合において、その運用については、事前に健康管理者の調整を受けて行うものとする。

(3)　健康管理医を配置することとされている所属の健康管理実施者は、新たに健康管理医を置こうとするときは、健康管理責任者を経て本部長に上申しなければならない。

(4)　健康管理医の配置基準に該当しない所属において、健康管理医の職務を行うものを置く必要があると認めるときは、当該所属の健康管理実施者は、健康管理責任者を経て、本部長に上申しなければならない。この場合において、健康管理医の職務を行う者の名称は、健康管理推進医とし、その委嘱及び職務については、健康管理医の例によるものとする。

(5)　健康管理医又は健康管理推進医の謝金の支払いについては、１年を上半期と下半期の２期に分け、各半期終了後支払うものとし、その手続は、厚生課が行うものとする。

6　健康管理委員会について（第10条関係）

各委員会の委員長は、健康管理委員会議事録を３年間保存するものとする。

7　定期健康診断について（第11条関係）

健康管理規程第11条に定める定期健康診断の胃部検診で、健康管理者が職員の健康管理の一環として実施する人間ドック（10において単に「人間ドック」という。）を同時期（おおむね、前後６か月以内）に受診する者については、定期健康診断の内容を一部省略することができるものとする。

8　面接指導等について（第13条の２関係）

面接指導等の対象となる者には、当然に管理職手当の支給対象者（管理職手当に関

する規則（昭和46年３月奈良県人事委員会規則第21号）別表第１に掲げる職を占める職員をいう。）が含まれることに留意すること。

9　職員の受診等について（第14条関係）

(1)　健康管理責任者が実施する健康診断等の経費は、健康管理責任者が定める期間内に受診等した場合についてのみ、公費で負担する。

(2)　次の者については、復帰時に健康診断を実施するものとする。

ア　休職中の者

イ　長期療養（引き続き30日以上勤務を休み、療養することをいう。）中の者

ウ　育児休養中等の者

10　検診結果の通知等について（第15条関係）

(1)　健康管理責任者は、健康診断等の実施結果（面接指導等に係るものについては、医療機関における必要な検査の受検その他職員の健康を保持するために必要な措置を講ずる必要があると認めるものに限る。）について、健康診断等実施結果通知書（別記様式第１）により、健康管理実施者に送付するものとする。

(2)　健康診断等又は人間ドックを受診等した結果、要精密検査、要再検査又は要治療とされ、健康管理規程第15条第３項の規定に基づいて診療報告書（別記様式第１の２）の交付を受け、当該報告書による報告を求められた職員が、当該結果に基づき医療機関で必要な検査（以下「再検査等」という。）を受ける場合の勤務の取扱いについては、次に定めるところにより、職務に専念する義務の免除（以下「職専免」という。）として取扱うものとする。

ア　職専免は、再検査等の結果が判明するまでの間において、再検査等に伴う一連の行為（再検査等の結果を聞くための受診を含む。）につき、必要な時間（当該医療機関と職場との往復に要する時間を含む。）を認めるものとする。

イ　職員は、職専免の承認を得て再検査等を受診しようとするときは、次に掲げる書類のいずれかを所属長に示さなければならない。

(ｱ)　交付された診療報告書

(ｲ)　人間ドック結果票の写し

(ｳ)　再検査等（診察）予約票

ウ　職員は、再検査等の結果が判明したときは、診療報告書及び職専免による再検査等受診結果報告書（別記様式第２）により、所属長に報告しなければならない。ただし、職専免の承認を受けないときは、職専免による再検査等受診結果報告書の提出は要しない。

エ　所属長は、診療報告書を健康管理者に送付するものとする。

11　指示区分等について（第16条～第19条関係）

(1)　健康管理実施者は、所属の職員が傷病により７日以上の休暇（年次有給休暇又は職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成７年３月奈良県人事委員会規則第16号）第14条第１項又は会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年12月奈良県人事委員会規則第12号）第９条第２項第１号から第３号までに規定する負傷若しくは疾病による療養のための特別休暇をいう。以下同じ。）を必要とするときは、傷病休暇取得者報告書（別記様式第３）により健康管理者を経由して健康管理責任者に報告するものとする。

(2)　傷病による指示区分を申請する時期は、健康診断等の結果から、休暇による療養又は休養が１か月以上を要すると診断されたとき又は既に休暇を取っている期間が１か月を超えようとしているときとする。

(3)　健康管理実施者は、指示区分通知書（健康管理規程別記様式第３号）及び健康管理個人票（健康管理規程別記様式第５号）を、当該職員の指示区分の解除の日から１年間保存するものとする。

(4)　指示区分に関する診断書等及び傷病現況報告書（健康管理規程別記様式第４号）の提出に要する経費は、当該職員の負担とする。

12　病気等による休職について（第21条関係）

傷病のために特別休暇により療養している職員に対する地方公務員法（昭和25年法律第２６１号）第28条第２項第１号に規定する分限休職処分に該当する期間の計算については、当該職員が当該休暇期間を終了し、勤務するに至った後６か月以内に、再び当該休暇を取得した場合は、その相互の期間を通算するものとする。

13　健康教育について（第24条関係）

健康教育を実施するに当たっては、健康管理医による健康管理に関する講演を各種会議及び研修等の機会を利用して積極的に推進するものとする。

14　健康診断結果等の引継ぎについて（第32条関係）

(1)　健康管理実施者は、健康管理規程第32条第１項に定める書類を送付するときは、その原本を送付するものとする。

(2)　健康管理責任者は、健康管理規程第32条第２項の規定により指示区分通知書及び健康管理個人票の送付を受けたときは、当該通知書等に係る職員が出向し、退職し、又は死亡した日から１年間保存するものとする。

（別記様式省略）